

平成 29 年 1 月 17 日

八 尾 市 長  
田 中 誠 太 様

八尾市特別職報酬等審議会  
会 長 初 谷 勇

特別職の報酬等の額について（答申）【案】

平成 28 年 9 月 23 日付け八総職第 125 号により諮問のあった標記の件について、別添のとおり答申する。

八尾市特別職報酬等審議会

会長	初谷 勇	(学識経験者)
会長職務代理者	中井 英雄	(学識経験者)
委員	秋吉 菜摘	(住民代表)
委員	植田 麻衣子	(学識経験者)
委員	檉本 佳子	(団体代表)
委員	岸本 育治	(団体代表)
委員	田中 肇	(団体代表)
委員	谷口 啓司	(団体代表)
委員	辻尾 和亮	(住民代表)

(委員 五十音順)



# 答 申 書

八尾市特別職報酬等審議会

本審議会は、平成 28 年 9 月 23 日付け八総職第 125 号で、市長から「議会の議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員（以下「常勤特別職」という。）の給料の額」について諮問を受けるとともに、「各手当のあり方」について意見を求められたことに関し、様々な観点から慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

貴職におかれては、この答申を尊重し、適切な措置をとられるよう要望する。

## 1 議員報酬の額及び常勤特別職の給料の額について

### 【答申内容】

- (1) 議員報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。
- (2) 常勤特別職の給料の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

### 【審議内容】

八尾市の特別職の報酬等の額は、平成 6 年に開催された八尾市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の答申を受け、平成 7 年に改定されて以降改定されておらず、審議会も、平成 6 年以降、開催されてこなかった。

この間、八尾市では、他市との比較を行うなど推移を見てきたところ、今般、特別職の報酬等に対する社会的な関心の高まりを受け、改めて市民に理解される、その職務と責任に見合った額について、様々な視点から審議するよう、市長から諮問を受けた。

本審議会では、「特別職の職務と責任」をはじめ、「府内各市及び全国の施行時特例市の報酬等の条例本則の額」、「八尾市の一般職の給与の改定状況」、「八尾市の財政状況及び市行政の取組に対する市民意識」、そして「社会経済情勢等」などの観点から審議を重ねた。以下、それらの観点に沿って審議の内容を掲げる。

#### (1) 特別職の職務と責任

第一の観点として、特別職の職務と責任について検討した。

わが国では、平成 5 年の国会衆参両議院本会議における「地方分権の推進に関する決議」により地方分権改革が始まって以来、既に二十有余年を数え、この間、基礎自治体である市町村は、住民に最も身近な行政主体として、地域社会の持続的な発展に向けその果たすべき役割への期待は年々高まりを見せている。

とりわけ、少子高齢化の急速な進展はもとより、本格的な人口減少社会を迎え、大都市圏にあって相当規模の人口を有する都市自治体が抱える諸課題は、ますます複雑化、高度化している。これら都市自治体の議員や常勤特別職には、地方自治に関する見識はいうまでもなく、自主自立の自治体経営を旨とし、主体的、能動的に政策力を発揮することが強

く求められており、その職務は広範多岐に及び、職務の遂行や結果に対し様々なレベルの責任を問われる機会も増加している。

こうした中、議員や常勤特別職に幅広く有為な人材を得て、市政に対し積極的な貢献を期待するには、その職務と責任に応じた報酬等の水準を適切に設定し、資産の有無や多寡にかかわらず、任期中、心置きなく職務に専念でき、精励できる条件を整えることが従来にも増して重要になっている。

民間企業においては業績に応じて役員の給与が減額される場合もあり、特別職の報酬等についてもその働きに応じて定めるべきとの考えもある。しかし、条例本則の額については、その担う職務と責任に報いる額とした上で、その報酬等に見合った働きがあったか否かについては、選挙等における市民の審判に委ねるべきであり、この点は一般職とは明らかに異なる厳しさを伴う職責にあるものと考えられる。

八尾市は、人口約 27 万人の基礎自治体として、平成 12 年に施行された特例市制度に積極的に対応し、平成 13 年に特例市に移行した。近年においては、平成 23 年にスタートした「八尾市第 5 次総合計画」の基本構想に掲げた地域分権の推進によるまちづくりについて、各小学校区に校区まちづくり協議会を設置するとともに、各地域の出張所機能を再編強化するなど着実にその仕組みづくりを推し進めている。

また、出張所等に保健師を配置し、地域住民の健康づくりや健康相談の充実のため、地域と向き合う施策を展開しており、子育て支援においても、未来の八尾づくりに向け、また、増大する保育ニーズに対応できるよう保育定員の拡大等に取り組んでいる。

さらに、平成 27 年の特例市制度の廃止に伴い、保健所権限を活用した保健、福祉、医療施策の充実など中核市移行に向けた取組も進められている。

これらに加え、議会においては、全国的に見ても先進性の認められる議会改革の下、予算決算常任委員会を設置し全議員体制で決算審査を行うとともに、所管事務調査等を通じた政策提案を行うなど、積極的にその担う役割を果たすための取組が行われている。

もとより各般の市政においては、新たに市民の協働や負担を求める施策や事業も少なくなく、上記の取組に対する個々の評価は分かれるところかもしれない。ただ、八尾市の特別職が、基礎自治体、特に都市自治体の運営を担う立場として、同様の他市に比べ劣後する職務遂行の状況にあるとはいえ、職責を果たす努力が持続的に傾注されていると考えられる。

## (2) 府内各市及び全国の施行時特例市の報酬等の条例本則の額

第二に、議員報酬の額及び常勤特別職の給料の額について、府内各市及び全国の施行時特例市と比較した。

### ①議員報酬の額

八尾市の議員報酬月額額は 610,000 円であるが、府内 31 市の平均は 588,065 円で、府内の施行時特例市（5 市）の平均は 636,800 円となっている。また、全国の施行時特例市にお

ける人口規模が 26 万人以上 28 万人未満の類似団体（6 市）の平均は 596,333 円となり、おおむね均衡がとれている状況にある。

また、議員を基準として比較した議長、副議長の報酬月額割合について、八尾市では 1.15、1.07 であるのに対して、府内 31 市平均は 1.14、1.06 で、府内の施行時特例市（5 市）平均は 1.13、1.07 となっている。また、全国の施行時特例市における人口規模が 26 万人以上 28 万人未満の類似団体（6 市）の平均は 1.17、1.07 となっており、おおむね均衡がとれている状況にある。

議員報酬月額の単位：円

		議員	議長	副議長
八尾市	議員報酬月額	610,000	700,000	650,000
	割合	1.00	1.15	1.07
府内31市平均	議員報酬月額	588,065	670,419	625,532
	割合	1.00	1.14	1.06
府内施行時特例市 (5市)平均	議員報酬月額	636,800	720,600	678,600
	割合	1.00	1.13	1.07
全国の施行時特例市 類似団体(6市)平均	議員報酬月額	596,333	698,167	637,500
	割合	1.00	1.17	1.07

※府内施行時特例市：吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、岸和田市

※全国の施行時特例市類似団体：茨木市、長岡市、水戸市、八尾市、加古川市、福井市

## ②常勤特別職の給料の額

八尾市の市長の給料月額は 1,010,000 円であるが、府内 31 市の平均は 955,984 円で、府内の施行時特例市（5 市）の平均は 1,027,400 円となっている。また、全国の施行時特例市における人口規模が 26 万人以上 28 万人未満の類似団体（6 市）の平均は 1,050,000 円となっており、おおむね均衡がとれている状況にある。

また、市長を基準として比較した副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額割合について、八尾市では 0.86、0.76、0.53 であるのに対して、府内 31 市平均は 0.86、0.77、0.55 で、府内の施行時特例市（5 市）平均は 0.87、0.77、0.54 となっている。また、全国の施行時特例市における人口規模が 26 万人以上 28 万人未満の類似団体（6 市）の平均は 0.84、0.73、0.53 となっており、おおむね均衡がとれている状況にある。

給料月額単位の円

		市長	副市長	教育長	常勤監査委員
八尾市	給料月額	1,010,000	870,000	770,000	540,000
	割合	1.00	0.86	0.76	0.53
府内31市平均	給料月額	955,984	823,968	738,742	566,429
	割合	1.00	0.86	0.77	0.55
府内施行時特例市 (5市)平均	給料月額	1,027,400	894,600	791,600	563,000
	割合	1.00	0.87	0.77	0.54
全国の施行時特例市 類似団体(6市)平均	給料月額	1,050,000	878,833	761,500	561,667
	割合	1.00	0.84	0.73	0.53

※府内施行時特例市：吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、岸和田市

※全国の施行時特例市類似団体：茨木市、長岡市、水戸市、八尾市、加古川市、福井市

### (3) 八尾市の一般職の給与の改定状況

第三に、八尾市の一般職の給与の改定状況を参照した。

議員報酬及び常勤特別職の給料はその職務の特殊性に応じて定められるべきものであり、一般職の給与とはその性格が異なるため、必ずしも連動させる必要はないと考えられる。審議では、一般職の給与の改定状況を確認、参照したところである。

一般職の給与は、給与決定の原則である情勢適応の原則に則り、民間に準拠して民間給与との較差を埋めるために行われる人事院勧告を基本として改定が行われている。

八尾市における一般職の初任給（行政職・大卒）は、平成6年度が180,500円、平成28年度は183,300円となっており、22年間で2,800円の増額にとどまる。

### (4) 八尾市の財政状況及び市行政の取組に対する市民意識

第四に、八尾市の財政状況及び市行政の取組に対する市民意識について検討した。

まず、財政状況についてである。財政力を示す財政力指数は、平成23年度の0.73に対し平成27年度は0.75と0.02ポイント改善しているが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成23年度の95.6%に対し平成27年度は98.8%と3.2ポイント悪化している。また、財政調整基金及び公共公益施設整備基金の残高合計については、平成23年度の約74億6千万円に対し平成27年度には約64億6千万円となり、平成28年度の当初予算におい

でも財政調整基金から 29 億 4 千万円の繰入れが見込まれるなど、楽観できる状況とは言い難い。

次に、こうした財政状況を踏まえ、市政においては、施策の選択や予算の配分が行われることになるが、そのようにして展開されている市行政の取組に対する市民意識について検討した。

「平成 27 年度八尾市民意識調査報告書」によると、八尾市の行政の取組に対する満足度については、「やや満足」、「満足」と感じている人は、平成 24 年度の 55.6%から平成 27 年度の 69.3%に年々上昇している。しかし、行政の取組を分かりやすく発信してほしいとの意見も多い。

以上より、これらの観点からは、いま直ちに特別職の報酬等の増減を検討すべき状況にあるとは捉えにくい。審議の過程では、なるほど他市と比べても遜色のない特別職の職務遂行状況であるとしても、それが具体的に施策や事業の成果として市民に還元されているのかという点が見えにくいことが指摘された。市民が、市政と特別職の職責について適切に判断できるよう、議員や市長ら常勤特別職が果たしている役割や、その取組成果等の市民への伝え方などについて、更なる改善が必要であると考えられる。

#### (5) 社会経済情勢等

第五に、社会経済情勢等について検討した。

前回審議会開催の平成 6 年は、1990 年代初頭の国際的不況の中、日本経済も景気後退期に入り、株価、不動産価格の下落、金融機関の破綻などが相次いでいた時期に当たる。その後も景気の低迷が続いたが、近年においては緩やかな回復基調にある。

物価は平成 6 年の消費者物価指数を 100 とした場合、平成 27 年は 101.4 と 1.4 ポイント上昇している。

また、大阪府の最低賃金は平成 6 年の 634 円から平成 28 年には 883 円と年々上昇し、民間賃上げ率は平成 6 年以降対前年比 1.63%から 3.13%のプラスが続いているものの、直ちに改定が必要なほどの変化ではないと考える。

以上の五つの観点から検討を重ねたが、議員報酬の額及び常勤特別職の給料の額を改定すべき積極的な要因は見受けられないことから、据え置くことが適当であると考えられる。



## 2 各手当のあり方について

### 【答申内容】

- (1) 八尾市では、議員には、議員報酬のほかに期末手当が、常勤特別職には給料のほかに地域手当、期末手当及び退職手当が支給されている。これらの手当は、議員報酬や常勤特別職の給料とは別に支給することが適当である。
- (2) 地域手当の支給率及び期末手当の算定における支給月数について、一般職の場合と同様、人事院勧告に準ずる方法を採用していることは適当である。
- (3) 議員に支給されている期末手当並びに常勤特別職に支給されている地域手当、期末手当及び退職手当は、現行の算定方式に基づき支給することが適当である。

### 【審議内容】

議員及び常勤特別職に支給可能な手当は、地方自治法第 203 条及び第 204 条に規定されており、議員には期末手当が、常勤特別職には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び退職手当等が支給できることとなっている。八尾市では、議員には期末手当が、常勤特別職には地域手当、期末手当及び退職手当が支給されており、多くの民間企業でも支給されている扶養手当や通勤手当等は支給されていない。

本審議会では、議員報酬及び常勤特別職の給料と手当との性格の違い、議員と常勤特別職に支給されている手当の種類の違いなどにも注意を払いつつ、審議を重ねた。

審議の過程では、特に「議員及び常勤特別職に対する支払総額」の可視化、「地域手当の支給率及び期末手当の算定における支給月数の人事院勧告準拠の取り扱いの妥当性」、「府内各市及び全国の施行時特例市の手当の額」などについて議論を行った。

以下、順に審議の内容を掲げる。

#### (1) 議員及び常勤特別職に対する支払総額

第一に、これらの手当が、議員報酬や常勤特別職の給料とは別に支給されていることから、議員や常勤特別職に対し、どのような手当が支払われているのか、また、議員報酬や給料と合わせて総額にしていくら支給されているのかが、市民には把握しづらいとの指摘があった。そのため、各手当を議員報酬や給料に含めて支給してはどうかとの意見も示されたが、議員報酬や常勤特別職の給料は職務と責任に応じて支給される職務給的性格が強いものであるのに対し、手当については、例えば期末手当は民間における賞与（ボーナス）に相当するなど議員報酬や給料とは異なる性格があるため、現行のとおり議員報酬や給料とは別に支給するべきであるとの結論にいたった。ただし、別に支給した上で、議員や常勤特別職に支給されている議員報酬や給料及び諸手当の総額について、市民が理解しやすい伝え方となるよう、工夫、改善するべきであると考えている。

(2) 地域手当の支給率及び期末手当の算定における支給月数の人事院勧告準拠の取り扱いの妥当性

第二に、一般職の給料及び手当が共に人事院勧告を基本として改定が行われている一方、議員報酬及び常勤特別職の給料はその職務と責任に応じてその適否が判断され、地域手当の支給率及び期末手当の算定における支給月数については、一般職の場合と同様、人事院勧告に準じて改定されている。審議の過程では、議員報酬及び常勤特別職の給料についてと、手当の支給率等についての取り扱いの違いの妥当性について議論を行った。

議員や常勤特別職の手当の支給率等は、人事院勧告に必ず準じなければならないわけではないが、八尾市では、議会審議を経て、社会一般の情勢に適応することにつながることを理由に人事院勧告に準ずる方法を採用しているものであり、適当と認められるとの結論にいたった。

(3) 府内各市及び全国の施行時特例市の手当の額

さらに、議員及び常勤特別職に支給されている諸手当の額について、府内各市及び全国の施行時特例市と比較した。

①地域手当

地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるために民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、人事院規則において支給対象地域及び地域ごとの支給率が定められているものである。

地域手当については、府内及び全国の施行時特例市においてもおおむね支給されており、八尾市においても支給されることは適当と認められる。

②期末手当

期末手当については、府内及び全国の施行時特例市においても算定方式等はおおむね均衡がとれている状況にある。

③退職手当

退職手当については、府内及び全国の施行時特例市においてもおおむね支給されており、その支給水準についてもおおむね均衡がとれている状況にある。

### 3 その他

以上の諮問事項のほか、審議会では、「条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係」及び「特別職報酬等審議会の開催」について検討した。

#### (1) 条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係

第一に、「条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係」についてである。

八尾市においても常勤特別職の給料の臨時、特例的な減額が行われていたが、多くの自治体で、特別職の給料や退職金等についての臨時、特例的な減額が行われており、本審議会でも、府内及び全国の施行時特例市における議員や常勤特別職の報酬等の臨時、特例的な減額の現況を調査し、確認した。

これらの臨時、特例的な減額は、各自治体における様々な状況等を踏まえて、議会や市長の判断の下に行われているものと考えられる。

本審議会では、前掲のとおり、常勤特別職や議員に幅広く有為な人材を得て市政に対し積極的な貢献を期待するには、その職務と責任に応じた報酬等の水準を適切に設定し、資産の有無や多寡にかかわらず、任期中、心置きなく職務に専念でき、精励できる条件を整えることが重要であると考えます。したがって、本審議会が審議の対象とするのは条例本則の額の適否であり、職務と責任に報いる額であるべきとした。

#### (2) 審議会の開催

第二に、「審議会の開催」についてである。

市民に理解される行政運営を行っていく上でも、議員や常勤特別職の報酬等に対する市民の理解は不可欠である。20年以上開催されていなかったことは、本審議会の設置の趣旨からみても遺憾である。今後は、議員や市長の任期等を考慮し、少なくとも4年に一度は開催し、議員や常勤特別職の報酬等の額の妥当性を検討することを強く求めるものである。